

5 放射性物質

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の発生以来、放射性物質の拡散により市民の健康への不安が広がっています。そこで、市内の放射性物質による汚染状況を把握するため、市域を7ゾーン（東部、中央市街地、南部、中部、西北部、月ヶ瀬、都祁）に区分し、ゾーンごとに選定した保育所、幼稚園、小学校、中学校及び市役所本庁舎玄関前にて、平成29年4月から6月まで空間放射線量率を測定しました。その結果は、全調査地点の平均値が毎時0.118 μ Sv（マイクロシーベルト）でした。平均値に対する被ばく限量（追加被ばく量*1）は年間0.41mSv（ミリシーベルト）となり、国際放射線防護委員会（ICRP）の指標値である年間1mSvを下回っていました。

* 1. 被ばく限量（追加被ばく量）とは、自然放射線及び医療目的の放射線を除き、一般公衆が1年間に浴びてもよい量のことです。

測定機器



測定の様子



(図3-4-29) 放射線量基準値（ICRP）（環境省HPより）

